高等学校「現代社会 改訂版(現社323)」

訂正箇所		原文	訂 正 文	訂 正 理 由
ページ		原 · 又	司 正 文	
	図	知的財産権	知的財産権 著作者の権利 著作物を保護 (死後70年) 著作隣接権 実演等を保護 (実演等を行なった時から 70年) 産業財産権 特許権 発明を保護(出願から20年) 実用新案権 考案を保護(出願から10年) 意匠権 物品のデザインを保護(出願から25年) 商標権 マークなどの営業標識を保護(登録から10年)	法改正をふまえた訂正
37	注3	修 <u>業</u>	修 <u>行</u>	誤記
61	12~ 15	第二次世界大戦前の朝鮮半島に対する日本の植民地支配は、日本国内への朝鮮人の大量移住をもたらし、さらに戦争中の労働力不足を補うために行なわれた強制連行が その数を増やした。	第二次世界大戦前の朝鮮半島に対する日本の植民地支配は、日本国内への朝鮮人の大量移住をもたらし、さらに戦争中の労働力不足を補うために行なわれた物用などでその数を増やした。	閣議決定の結果をふま えた訂正

訂正箇所		E +	\$r .r' ++	新
ページ	行	原文	訂 正 文	訂 正 理 由
157	注①	一 <u>環</u> して	一 <u>貫</u> して	誤記
165	注④	④ 一人当たりの国民総所得(GNI) <u>平均が750ドル</u> 以下であることなど、国連が基準を定めている。	④ 一人当たりの国民総所得(GNI)の3年平均推定値が1025 米ドル以下であることなど、国連が基準を定めている。	国連による基準の変更に伴う訂正